平成２１年（フ）第８６７号
堺市南区城山台１丁18番51号
債務者　赤松　千秋
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５６５号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番３―404号
債務者　一宮留美子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７０号
大阪府河内長野市南花台８丁目17番１―217号
債務者　米田　俊子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５９０号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番42―501号
債務者　北浦　啓次
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉2242番地
債務者　濵田　雅子（旧姓木戸）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
佐賀県佐賀市木原２丁目21番11号
債務者　光富　友和
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
佐賀県鳥栖市立石町2069番地　県営麓住宅111
債務者　芳中　福恵
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の309
債務者　畠谷　利夫
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第２７号
北海道檜山郡江差町字陣屋町220番地の３
債務者　浅井　千恵
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第２８号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の309
債務者　畠谷　敏江
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第６９９号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字上山44番地21
債務者　中花　一夫
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７０号
盛岡市肴町８番12―307号
債務者　工藤　祐子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５１号
新潟県阿賀野市安野町３番９号
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第２８１号
香川県高松市高松町2196番地７　203号室
債務者　手塚　伸次
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４９３号
香川県高松市屋島西町2290番地15　シティハイツ木村202号
債務者　鈴木　高章
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５０９号
香川県高松市伏石町1378番地11　中央ハイツ301号室
債務者　日置　弘子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８３号
香川県三豊市詫間町松崎1713番地31
債務者　田尾　信弘
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第８５号
香川県観音寺市豊浜町和田浜706番地１
債務者　喜井　真弓
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部